

山陽小野田市農山漁村再生可能エネルギー 基本計画



令和 8 年 2 月

山口県 山陽小野田市

< 目 次 >

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針.....	1
2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域.....	1
3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模.....	1
4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項.....	2
5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項.....	2
6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項.....	2
7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価.....	2
8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復.....	3
9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項.....	3
10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項.....	3

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、山口県の南西部に位置し、東西が約15km、南北が約20km、総面積は133.09km²である。西は下関市、東は宇部市、北は美祢市と接しており、南は周防灘に面している。

本市北部の市境一帯は、標高200～300m程度の中国山系の尾根が東西に走り、森林地帯となっている。中央部から南部にかけては、丘陵性の台地から平地で、海岸線一帯はほとんど干拓地となっている。市内中央部には厚狭川、有帆川が流れ、平地部を通って周防灘に注いでいる。気候は、年間を通じて温暖で、降水量の少ない典型的な瀬戸内型気候を示し、生活環境としても産業立地上も好条件を備えている。

市街地は、丘陵部から平地部を中心に発達し、この市街地を取り囲むように丘陵部の里山、河川、干拓地に拡がる田園地帯、海などの豊かな自然のほか、森と湖に恵まれた公園や、海や緑に囲まれたレクリエーション施設があり、優れた自然環境に恵まれており、森林資源については戦後植栽されたスギ・ヒノキの人工林を中心に、本格的な利用期を迎えている。

しかし、林業は長引く原木価格の低迷により、森林整備の遅れや生産活動の低下、林業従事者の高齢化などから、利用期を迎えた多くの森林資源を十分に利用できない状況が続いている。

このような中、令和6年7月に山林未利用材などをエネルギー源とした木質バイオマス発電施設が稼働を始め、これまで利用されず山林に放置されていた低質材などの新たな利用が始まり、山林所有者の所得向上や新たな雇用の創出など地域に様々な波及効果が生まれている。

また、当該発電施設をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大は、令和6年6月に策定したGX推進指針に掲げる本市が目指す脱炭素社会を実現するための本市ならではの取組であり、今後の木材需要に対応した木材生産の推進や原料の供給体制強化、本市の森林資源の有効活用と森林・林業の活性化に努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目	面積	備考
A	山陽小野田市大字高畠77番111	宅地	11,176m ²	木質バイオマス発電施設

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	木質バイオマス発電	1,990kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域無し

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

木質バイオマス発電事業者が、燃料として地域の未利用間伐材等の地域に存するバイオマスを主に活用した木質チップを納入業者から長期的かつ安定的な価格で買い取るとともに、地域に存するバイオマスの利用拡大につなげ、森林・林業の活性化と中山間地域の雇用創出や森林整備の推進に寄与する取組

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくれられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電において、年間1,400万kWhの発電及び木質チップ形状燃料3万トン（地域に存するバイオマスのバイオマス比率を年間を通して80%以上）の安定供給を図り、地域の農林業の健全な発展に資する取組を行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、木質バイオマス発電事業者は、認定設備整備計画の実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を山陽小野田市に報告することとする。また、山陽小野田市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会において、認定設備整備計画の進捗を協議し、目標が達成されない場合は、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。なお、当該協議会の運営経費については売電収入の一部を充てることとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

木質バイオマス発電事業を中止又は終了した際は、木質バイオマス発電事業者の責任において、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び木質バイオマス発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区A 山陽小野田市大字高畠 77 番 111



縮尺 : 1/25,000





山陽小野田市農山漁村再生可能エネルギー基本計画
令和8年2月

山陽小野田市経済部農林水産課

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL : 0836-82-1152 FAX : 0836-84-6937

e-mail : nourin@city.sanyo-onoda.lg.jp